

経営会議の内容

件 名	大和市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
所 管 部	総務部、病院事務局
日時・場所	平成30年1月23日（火）10：00 ～ 10：45 政策会議室
出 席 者	市長、副市長、教育長、病院長、市長室長、政策部長、総務部長、市民経済部長、環境農政部長、健康福祉部長、こども部長、文化スポーツ部長、街づくり計画部長、都市施設部長、病院事務局長、消防長、教育部長、議会事務局長、人財課長、病院総務課長、
提 出 理 由	医師の自宅待機及び看護職員の夜間勤務に係る負担に応じた手当を支給するにあたり、当該条例を一部改正する必要があることから、その内容について了承を得るため
会議経過	【主な意見等】 ・ 現在、何名の医師が当直に従事しているのか。また、整形外科医7名をどのように待機させるのか。 （所管部）内科系、外科系、脳神経外科が各1名ずつ、当直勤務を行っている。 整形外科医については、土日のみの自宅待機を想定しており、手当額は年975千円を見込んでいる。 ・ 大和市立病院の救急応需率は75～80%となっているが、他市の市立病院の応需率はどの程度か。 （所管部）平塚、藤沢、小田原市民病院は救急医療センターが設置されていることから、応需率は90%程度であり、その他の病院は70～80%である。 ・ 医師の自宅待機について手当が支給されることになるが、受入れの充実により収入の見込みはあるか。 （所管部）整形外科医が土日限定で自宅待機及び救急対応すると、時間外手当を含め年間4,000千円の支出増に対し、年間43,000千円程度の診療報酬が得られる見込みである。 ・ 医師と看護師の在籍数は。 （所管部）医師は91名の定数に対して86名在籍、看護職員等は337名の定数に対して323名在籍している。その他に25名程度の産休・育休中の職員がいる。 ・ 看護職員について、現在募集を行っているのか。 （所管部）退職者が年20～30名程度おり、その補充のため募集を行っている。 ・ 徳洲会病院がオープンするが、それにより救急応需率等にどのような影響があると考えているか。 （所管部）徳洲会病院がどういった救急応需を行うか、現時点では不明であるが、応需可能な病院が増えることで、市民の安心感は増すものと考えている。市立病院は、小児科、産科に力を入れており、今後、整形外科の応需率を上昇させるなど、市内の病院の中心的役割を担っていく。 ・ 24時間365日の小児救急医療の受付が開始されたが、応需率はどれくらいあるのか。また、医師の待機手当について、小児科医師にも整形外科と同様に支給する考えはないのか。 （所管部）小児科の応需率は96%あるが、整形外科は65%に留まっており、整形外科について底上げを図る必要があると考えている。

	・夜間勤務が可能な看護職員が限られているとのことだが、何か要因があるのか。 （所管部）育児休業や部分休業を取得する職員が増えることで、その分夜間勤務に対応する職員が偏ることが考えられる。 ・年々、救急件数が増えている。市内で応需できれば、救急車も次の患者の元へ向かうことができるため、受け入れ態勢の整備は重要であると考えている。 （所管部）信頼される病院になるよう、努力していく。 ・今回の手当の改正は、医師、看護師の離職防止として重要であるが、夜間手当の対象とならない薬剤師等への手当について、どの様に考えているか。 （所管部）医療技術職員である薬剤科、臨床検査科、放射線治療科は変則勤務体制を敷いており、深夜までは交代制、それ以降は当直勤務となり、手当が支給されている。 ・以前は夜勤専従の看護職員がいたが、現在はどのような体制となっているのか。 （所管部）夜勤専従の看護職員について、正職員 3 名、派遣 6 名、非常勤職員 18 名が勤務している。 ・夜勤専従職員がいる中で、日勤の看護職員への手当を支給するのは勤務体制上止むを得ないが、公立病院として勤務体制のバランスを考えて運用する必要がある。 ・市立病院の経営が厳しい中、収入の増加が見込めるのは良いことであるとする。
会議結果	案のとおり、進めていく。